

様式4 (行政手続条例適用：個票番号401)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	地区コミュニティセンター使用の制限
根拠法令名	厚岸町地区コミュニティセンター条例 (平成13年厚岸町条例第28号)
根拠条項	第5条
根拠条文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) コミュニティセンターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処分基準の内容	上記根拠条文のとおり
所管部署	町民課自治振興係
備考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号402）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	地区コミュニティセンター使用許可の取消し等
根拠法令名	厚岸町地区コミュニティセンター条例（平成13年厚岸町条例第28号）
根拠条項	第6条第1項
根拠条文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処分基準の内容	上記根拠条文のとおり
所管部署	町民課自治振興係
備考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号403)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	地区集会所使用の制限
根拠法令名	厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）
根拠条項	第5条
根拠条文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集会所の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p>
処分基準の内容	上記根拠条文のとおり
所管部署	町民課自治振興係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号404）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	地区集会所使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）
根 拠 条 項	第6条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	町民課自治振興係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号405）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	住の江山の手地区集会所利用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町住の江山の手地区集会所条例(平成18年厚岸町条例第7号)
根 拠 条 項	第8条
根 拠 条 文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集会所の施設等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	町民課自治振興係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号406）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	住の江山の手地区集会所利用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町住の江山の手地区集会所条例(平成18年厚岸町条例第7号)
根 拠 条 項	第9条第1項
根 拠 条 文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 第7条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	町民課自治振興係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号407)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	宮園鉄北地区集会所利用の制限
根拠法令名	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例 (平成24年厚岸町条例第1号)
根拠条項	第8条
根拠条文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集会所の施設等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処分基準の内容	上記根拠条文のとおり
所管部署	町民課自治振興係
備考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号408）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	宮園鉄北地区集会所利用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例（平成24年厚岸町条例第1号）
根 拠 条 項	第9条第1項
根 拠 条 文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 第7条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	町民課自治振興係
備 考	



様式4（行政手続条例適用：個票番号409）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	生活館使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）
根 拠 条 項	第5条
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活館の使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 生活館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	町民課自治振興係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号410）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	生活館使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）
根 拠 条 項	第6条第1項
根 拠 条 文	<p>町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	町民課自治振興係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号411）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	生活改善センター利用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第6号）
根 拠 条 項	第8条
根 拠 条 文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、改善センターの利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 改善センターの施設等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	町民課自治振興係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号412）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月13日作成

処 分 名	生活改善センター利用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第6号）
根 拠 条 項	第9条第1項
根 拠 条 文	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的以外に利用したとき。</p> <p>(3) 第7条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	町民課自治振興係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号413)

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月9日作成

処 分 名	文書不提出等への過料
根拠法令名	厚岸町後期高齢者医療に関する条例(平成20年厚岸町条例第12号)
根拠条項	第8条
根拠条文	被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。
処分基準の内容	<p><b>【基準】</b>          条例第8条及び第10条の規定による。</p> <p>第8条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第10条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。          2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律第137条第2項の規定による。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律          第137条          (第1項 省略)          2 市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p>
所管部署	町民課保険医療係
備考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号414）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月9日作成

処 分 名	保険料等不正への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町後期高齢者医療に関する条例(平成20年厚岸町条例第12号)
根 拠 条 項	第9条
根 拠 条 文	偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（厚岸町が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。
処 分 基 準 の 内 容	<p><b>【基準】</b>                      条例第9条及び第10条の規定による。                      第9条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金（厚岸町が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。                      第10条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。                      2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>
所 管 部 署	町民課保険医療係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号415）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月9日作成

処 分 名	不届出等への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）
根 拠 条 項	第10条
根 拠 条 文	第10条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
処 分 基 準 の 内 容	<p><b>【基準】</b> 条例第10条及び第13条の規定による。</p> <p>第10条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第13条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>
所 管 部 署	町民課保険医療係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号416）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月9日作成

処 分 名	文書不提出等への過料
根拠法令名	厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）
根拠条項	第11条
根拠条文	この町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書、その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。
処分基準の内容	<p><b>【基準】</b>          条例第11条及び第13条の規定による。</p> <p>第11条 この町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書、その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第13条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。          2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>
所管部署	町民課保険医療係
備考	



様式4（行政手続条例適用：個票番号417）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月9日作成

処 分 名	負担金等不正への過料
根 拠 法 令 名	厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）
根 拠 条 項	第12条
根 拠 条 文	この町は、偽りその他、不正の行為により一部負担金等及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。
処 分 基 準 の 内 容	<p><b>【基準】</b> 条例第12条及び第13条の規定による。</p> <p>第12条 この町は、偽りその他、不正の行為により一部負担金等及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第13条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>
所 管 部 署	町民課保険医療係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号418）

不利益処分に係る処分基準

平成27年2月9日作成

処 分 名	一部負担金の執行猶予及び減免の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町国民健康保険条例施行規則（平成14年厚岸町規則第24号）
根 拠 条 項	第16条第1項、第2項
根 拠 条 文	<p>第16条 町長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた被保険者が次の各号の一に該当する場合には、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを徴収することができる。</p> <p>(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適當であると認められるとき。</p> <p>(2) 一部負担金の納入を免かれようとする行為があったと認められるとき。</p> <p>2 町長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた被保険者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免を取り消すものとし、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を返還させるものとする。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p><b>【基準】</b> 規則第16条第1項、第2項の規定による。</p>
所 管 部 署	町民課保険医療係
備 考	